



# 家畜衛生だより

令和2年6月

## 豚の飼養衛生管理基準が改正されました

令和2年4月に飼養衛生管理基準（豚・いのしし）が改正され、7月1日から施行されます。（一部の取組には猶予期間があります。）

下記のとおり基準が変更となりますので、未実施の項目について対応をお願いします。

### 7月1日から

- 畜舎ごとに専用の作業着、長靴を使用してください。
- 放牧場、パドックなど舎外での飼養を中止してください。
- 飼養衛生管理区域ではペットの飼養が禁止されます。
- 衛生管理区域から搬出する物を消毒してください。

### 11月1日から

- 衛生管理区域への野生動物侵入防止のために防護措置をとってください。
- 畜舎・飼料保管庫等への野鳥等の侵入防止のために防鳥ネット（網目2cm以下）を設置してください。

### 令和3年4月1日から

- 飼養衛生管理のマニュアルを作成し、従業員や外部事業者へ周知してください。
- 肉を扱う事業所等から排出される食品残さを飼料として利用する場合、攪拌しながら90℃60分以上の加熱が必要となります。

